

令和■年（■）第■■■■号 損害賠償請求事件

原告 閲覧制限

被告 東京都

原告第1準備書面

2022年4月8日

東京地方裁判所民事■■■■ 御中

原告訴訟代理人弁護士 西山 温子 他

第1 求釈明

認否反論に必要であるため、令和4年1月25日付準備書面(1)、「第2 本件の事実経過」について、以下の各点を回答されたい。

1 「1 本件公園での取扱状況について」(9頁～)について

(1)「地域課員による取扱状況について」について

ア 「ウ」(9～10頁)について

■■■■巡査長が訴外男性から事情聴取した内容について、報告書等の記録は残っているか。残っていればその内容を明らかにされたい。

イ 「カ」(10頁)について

同項2行目の「携帯電話」は原告の所持していた携帯で、同項3行目の「携帯電話」は、2行目の携帯電話とは別の、訴外男性が所持していた携帯電話という理解でよいか、明確にされたい。

また、「なんでこんな外人を日本に入れるんだ」「なんで■■■■区のやつが■■■■区にいるんだ」という訴外男性の発言は、誰に（電話の相手・原告・■■■■巡査長・その他のいずれか）向けられたものと認識したのか、またそのように認識した理由はなにか。

(2) 生活安全課員による取扱状況（11頁～13頁）について

ア 「ア」（11頁）について

(ア) 警察官の容貌及び服装

原告は、■■■■警部補及び■■■■巡査部長の容貌は記憶しているが、当時両名の姓を明確に認識していなかったため、公園に後から臨場した警察官が■■■■警部補なのか■■■■巡査部長であるのか及びそれぞれの言動について認否することができない。

両名の警察官の容貌や当日の服装が分かる写真の提出を求める。

(イ) 同項3行目

「原告を含めた関係者」の範囲を明確にされたい。

(ウ) 臨場時の取り扱い状況の記録について

本件公園内で警察官らが撮影した写真、及び聴取記録や報告書等の作成資料を全て開示されたい。

イ 「ウ」（11頁）について

「アーチ状の手すり」は、乙3号証の写真からも明らかなおり、滑り

台上に2か所ある。訴外男性が説明したのは、「階段側」の手すりか、「滑り板側」の手すりか、特定されたい。

ウ 「エ」(12頁)について

(ア) 訴外男性からの事情聴取の際、訴外男性は、 警部補に対し、「本件状況」を目撃した位置についてどう説明したのか。また、訴外子が7段ある階段(乙3参照)のうちの何段目から落ちそうになったと説明したのかそれぞれ明らかにされたい。

(イ) 令和3年6月1日当時、訴外子の年齢・身長・体重について聴取または測定したのか、聴取等したのであれば、それぞれの数値を明らかにされたい。

エ 「オ」(12頁)について

(ア) 訴外男性の妻は、①目撃した場所、② 訴外子が7段ある階段(乙3参照)のうちの何段目から落ちそうになったのかについて、それぞれどのように説明したのか明らかにされたい。

(イ) 乙3号証において、どの人物が訴外男性の妻か、明らかにされたい。

オ 「キ」(13頁)について

「原告が滑り台での状況を見ていない様子であったことから」とあるが、「様子」とは原告のどのような言動を指しているのか。(警部補は原告に対し、事情を尋ねたりしたのか。) また、そのような言動を見て、「見ていない様子」と判断した根拠は何か。

オ 「ク」(13頁)について

警部補は、原告に対し「署で話を聞きたい旨を訴外通訳者を介して伝えた」とするが、その際、警察署での聴取が任意のものであることを伝えたか。伝えた場合には、その発言の要旨を明らかにされたい。

2 「署における取扱状況について」(14頁～17頁)について

(1) 「(10)」について

1行目に「概ね事実関係が明らかとなった」とあるが、「概ね明らかになった事実関係」とはどのようなものか。

第2 提出を求める資料

「第1 求釈明」と重複する部分もあるが、認否・反論に必要であるため、以下の各資料について開示されたい。

- (1) 本件公園に臨場した警察官らが作成した、聴取事項の報告書等の作成資料
- (2) 本件に関し、撮影された写真全て
- (3) 乙第1号証及び乙第2号証の原本
- (4) 乙第6号証のプロパティの情報(スクリーンショットなど)
- (5) 通訳を介した聴取の録音データ
- (6) 本件聴取室と、生活安全課前の廊下の位置関係と距離がわかる図面(フロアの間取り図等)

第3 原告及び原告代理人らの警察署訪問

乙第5号証で撮影された部屋が本件聴取室であるか否か、及びその広さの検証等のため、原告及び原告代理人が警察署を訪問することを希望する。

第 4 認否及び反論

求釈明に対する回答を待って、追って認否・反論する。

以 上